

鳥取公共職業安定所における書類の誤交付について

平成 29 年 9 月 11 日

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、鳥取公共職業安定所（所長 小谷 陽一）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

鳥取公共職業安定所（以下「鳥取所」という。）において、A さんに交付すべき職業訓練受講給付金事前審査通知書（以下「通知書」という。）を、誤って B さんに交付するという事案が発生した。

通知書には、A さんの氏名、住所、申請番号（通し番号）の個人情報が記載されている。

※「職業訓練受講給付金（求職者支援制度）」は、雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む）が、公共職業安定所長の支援指示により公的職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度。

※「職業訓練受講給付金事前審査通知書」とは、職業訓練受講給付金（求職者支援制度）の支給に当たり、訓練開始前に支給可否を概ね把握するために行う「事前審査」の結果を通知する書類。

2 事実経過

(1) 平成 29 年 8 月 31 日、鳥取所において、職員 C は、A さん及び B さんに交付する通知書を各々印刷して職員 D に渡し、職員 D は対象者ごとに就職支援計画書及び当該通知書をファイルに入れて保管した。

(2) 9 月 1 日、職員 C は来所した B さんに就職支援計画書及び当該通知書を交付した。

(3) 同月 4 日、職員 C が来所した A さんに職業訓練の支援指示について説明を行う際、A さんに交付予定の就職支援計画書に B さんあての通知書が添付されていることに気付いた。

(4) 同日、同所管理次長及び業務部長等が B さん宅を訪問の上、交付した関係書類を確認したところ、A さんあての通知書が添付されていることを確認したため、誤交付が判明した。

直ちに経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、A さんあての通知書を回収して B さんあての通知書を手交した。

(5) 同日、業務部長が A さんに電話連絡の上、個人情報を漏えいした旨謝罪を行い、経過説明のための訪問を申し入れ了承を得た。改めて管理次長及び業務部長等が A さん宅を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、A さんあての通知書を

手交した。

3 発生原因

- (1) 職員 D が A さん及び B さんに係る就職支援計画書及び通知書を保管する際、氏名の突合を怠ったことにより、就職支援計画書に異なる者の通知書を添付したこと。
- (2) 職員 C が就職支援計画書及び通知書を交付する際、交付する書類について 1 枚 1 枚確認する基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 鳥取所においては、平成 29 年 9 月 4 日に緊急幹部会議を開催し、所長から幹部職員に対して本事案の経過説明を行い、個人情報の適切な管理と取扱いについて再度徹底するとともに、外部の者に書類を交付する場合には、どんな状況にあっても交付相手を確認し、1 枚 1 枚交付物を確認するよう部門内全職員への徹底を指示した。
また、複数の書類を作成するに当たっては、各書類について複数人で氏名等を突合し、別人のものが混ざることのないよう部門内全職員への徹底を指示した。
- (2) 鳥取労働局においては、9 月 6 日に局長名文書で局内各課室並びに管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して本事案を周知し、個人情報の適正な管理、取扱いの徹底について指示を行った。
また、同日、職業安定部長が鳥取所を訪問し、所長及び幹部職員等に対し再発防止の徹底を指示した。
さらに、鳥取所に対して漏えい事案発生時の個人情報保護に関する研修の実施を指示し、個人情報の適正な管理について改めて自覚を促した。